

# 令和7年度四日市市認知症カフェ運営業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

本業務は、認知症当事者と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い交流できる「認知症カフェ」を運営することにより、認知症当事者の社会参加促進、家族の負担軽減及び地域における認知症に関する理解の促進を図り、安心して認知症になれる地域をつくることを目的とする。

## 2. 業務の内容

認知症カフェとして以下の事業を実施すること。

- (1) 認知症当事者や家族が気軽に交流できる場の提供
- (2) 認知症当事者の社会参加、活躍の場の提供
- (3) 認知症当事者や家族からの相談への対応及び助言
- (4) 認知症について学べる場の提供（認知症に関する（グループ）ディスカッションを取り入れること）
- (5) 認知症フレンズ等のボランティアの活躍の場の提供

## 3. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

## 4. 業務の実施方法

### (1) 利用対象者（※四日市市認知症カフェ運営マニュアル4.（1）参照）

- ① 市内在住の認知症と診断された人又は認知症の疑いがある人
- ② 認知症当事者の家族（介護者）
- ③ 認知症に関心がある人（地域住民、専門職、企業等）

### (2) 運営者（※四日市市認知症カフェ運営マニュアル4.（2）参照）

認知症カフェの事前準備や当日の運営等の実務を担うスタッフ

- ① 認知症当事者に対する支援に関わった経験のある専門職（医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）を1名以上配置すること。
- ② 必要に応じて専門職以外の者を運営者として配置できるものとする。
- ③ 運営者の中から運営責任者を1名配置すること。

### (3) ボランティア（※四日市市認知症カフェ運営マニュアル4.（3）参照）

認知症カフェの当日の運営補助を担うボランティア

認知症に関する正しい知識を持つ地域住民、認知症フレンズ、キャラバン・メイト、認知症サポーター等を配置すること。

(4) 実施場所及び設備

- ① 公共交通機関の便がよい、駐車場が確保されているなど利用者が参加しやすい場所で実施すること。
- ② 利用者の人数に応じた交流スペース(おおむね10人以上の利用者が利用できる広さ)を確保すること。
- ③ プライバシーを守る相談スペースを確保すること。
- ④ 飲み物等を提供できる設備等を確保すること。

(5) 実施日及び時間

原則、月に1回以上、1回2時間以上で実施すること。

※ 準備や事前・事後会議の時間は含めないものとする。

(6) 利用者負担

認知症カフェの利用に係る料金は、原則無料とする。ただし、飲食費その他の費用の実費相当額については利用者の負担とすることができる。

(7) 安全体制

- ① 受託者は、利用者の安全に十分に配慮し、事故発生時に対応できる体制を整備すること。
- ② 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行い、市に一報のうえ、その経過及び結果を書面にて報告すること。
- ③ 調理を実施する場合は食品衛生法を遵守し、食中毒の発生時は市保健所に報告すること。
- ④ 感染症拡大時に業務を実施する場合は、国、県、市などから発表される最新情報や市内での新規感染者の発生状況の把握に努めるとともに、県、市の示す対応方針を踏まえ、必要な感染防止対策を行うこと。

(8) 関係者との連携

- ① 業務の実施にあたり、認知症地域支援推進員と連携を図ること。
- ② 在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の医療・介護事業所及び関係団体(自治会、老人会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、認知症当事者と家族の会、認知症フレンズ、認知症サポーター、キャラバン・メイト、各種専門職、認知症介護実践指導者、認知症ケア専門士、市など)と連携を図ること。

(9) 研修会等の参加

- ① 運営責任者及び運営者は、市が実施する研修会等に積極的に参加するとともに、その他関係機関等が実施する研修会等にも参加すること。
- ② 運営者及びボランティアは、「認知症サポーター養成講座」を受講すること。

(10) 認知症カフェの周知

地域に根ざした認知症カフェとなるよう、地域の各種団体（自治会や老人会等）が集う場等において、周知を積極的に行うこと。また、周知は在宅介護支援センター及び地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等と連携を図りながら行うこと。

(11) 非常時の対応

災害時や感染症拡大時など、利用者の安全が確保できないと判断される場合は、認知症カフェを一時休止すること。ただし、支援をできるだけ途切れさせないとの観点から、安全の確保が可能となった場合は、できるだけ速やかに再開するよう努めること。

なお、安全確保のために必要と認められる場合は、前項までの規定に関わらず、以下に例示するような実施方法も可能とするので、通常と異なる方法で実施する場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。

- ① オンライン形式（全体又は一部）での実施
- ② 通常と異なる場所での実施

(12) 認知症カフェ運営マニュアルを踏まえた運営

受託者は、業務の実施にあたり、「四日市市認知症カフェ運営マニュアル」の内容を理解するとともに、これを踏まえた運営を行うこと。

(13) 業務内容の変更

実施計画書の内容に変更があった場合は、市に一報のうえ「四日市市認知症カフェ運営事業内容変更届出書」を速やかに提出すること。

5. 委託料

(1) 委託料の額

① 基本額（予定額）

実施月における利用者数の実績に応じて、以下のいずれかの基本額に実施回数（月4回を上限とする）を乗じた額を支払う

※ ただし、月に複数回実施したが下記エに該当する回が2回以上あった場合は、下記エ該当分の支払いは1回分のみとする

		契約単価（1回あたり）
ア	本人（※1）の参加が1人以上10人以下の場合	16,000円
イ	本人の参加が11人以上かつ以下の i) の要件を満たしている場合	21,000円
ウ	本人の参加が11人以上かつ以下の i)、ii)、iii) 全ての要件を満たしている場合	26,000円

エ	本人の参加がなく、介護者(※2)のみ参加の場合 ※「四日市市認知症カフェ実施報告書の備考欄に証明 する内容を記載すること。	7,000円
---	---	--------

(要件)

- i) 運営者(※3)を3名以上配置していること
- ii) 運営者のうち2名以上が専門職であること
- iii) 本人ミーティングやピアサポート又は地域の団体や企業等と連携し、本人の社会参加活動等に関する取り組みを実施していること

※1 本人は、仕様書 4(1)①に規定する利用対象者とする。ただし、以下の者については、委託料算定の対象外とする。

- ① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホームに入所又は入居している者
- ② 自法人及び系列法人が運営する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウスに入居している者

※2 介護者は、仕様書 4(1)②に規定する利用対象者のうち市内在住の者に限る。

※3 運営者とは…認知症カフェの事前準備や当日の運営等の実務担うスタッフのことを指す(※四日市市認知症カフェ運営マニュアル4.(2)参照)

② 開設時初期経費加算

開設初年度1回限り、以下の金額を加算する(初回実施時に請求)。 30,000円

③ オンライン実施支援加算

災害時や感染症拡大時にオンライン形式で認知症カフェを実施し、経費を要した場合、要した経費の種別に対応した以下の金額を上限とし実額を加算するものとする。

		契約単価(月1回限り)
ア	オンライン会議用アプリケーション利用料加算 オンライン会議用アプリケーション(Zoom等)の 用に経費を要する場合	上限2,200円
イ	通信機器借上料加算 通信機器(Wi-Fiルーター等)の借りに経費を 要する場合	上限3,000円
ウ	端末機器借上料加算 オンライン会議用の端末機器(パソコン、 タブレット等)の借りに経費を要する場合	上限4,000円

(2) 履行報告

受託者は、利用者の有無に関わらず別途定める実施報告書を毎月作成し、四半期ごと

に、以下の期日までに市へ提出するものとする。

第1四半期 (4~6月)分	令和7年6月末日
第2四半期 (7~9月)分	令和7年9月末日
第3四半期 (10~12月)分	令和7年12月末日
第4四半期 (1~3月)分	令和8年3月末日

(3) 委託料の請求

- ① 受託者は、**各四半期終了後直ちに**各四半期の委託料を請求するものとする。
- ② 委託者は、業務履行確認後、受託者の請求に基づき、委託料を支払うものとする。
- ③ オンライン実施支援加算を請求する際は、支払いを証明する書類(領収書の写し等)を提出するものとする。

6. 経理

当業務に係る経理と他の業務に係る経理を明確に区分するとともに、経理に関する帳簿その他必要な書類を整備し、契約期間満了後5年間は保存すること。

7. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

8. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

9. 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託

者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

## (2) 対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 10. その他

この仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めることができるものとする。